

シリーズ「監査報告書の透明化」(3)

先行する諸外国の状況

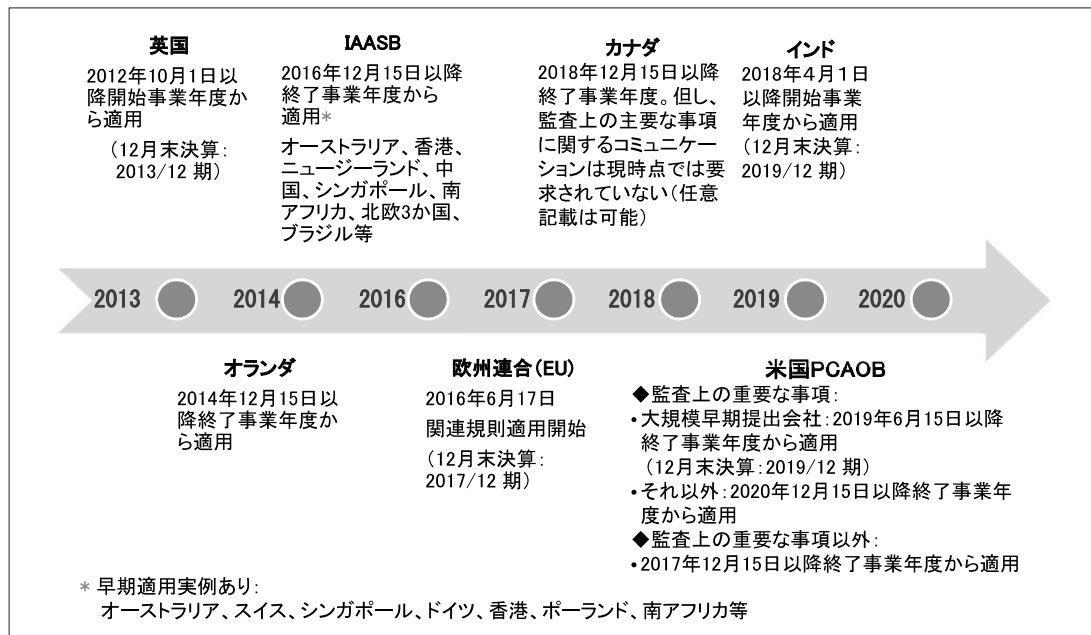
公認会計士 結城 秀彦

公認会計士 古賀 祐一郎

シリーズ第3回目は、我が国よりも先に監査上の主要な事項（Key Audit Matters：KAM）等を導入し、監査報告書の透明化を進めている一部の国の制度について説明を行う。図表1はシリーズ第1回目のなかで紹介した図表であるが、2012年より導入している英国を先頭に、欧州、北米及びアセアン等、多くの国が導入済み、

あるいはこれから導入を行うという状況である。我が国においては昨年10月より企業会計審議会監査部会での検討が始まり、継続的な審議が行われているが執筆時点においては未だ導入時期の案は明らかになっていない。今後の検討が進み、公開草案等の公表がなされるなかで明らかになっていくものと思われる。

図表1：監査報告書の透明化に関する海外の状況



出典：日本公認会計士協会「監査報告書の長文化（透明化）」より抜粋

(1) 英国

● 導入の背景\*1

英国における特徴は、金融危機を契機に進んだ改革の一環として公表された、英国コーポレート・ガバナンス・コード（以下「英国コード」という）の改訂と歩調を合わせて監査基準の改訂が進められたことにある。具体的には2011年1月に財務報告協議会（FRC）よりディスカッション・ペーパー「会社の有効なステewardシップ：コーポレート・レポート・レポーティング及び監査の強化」が公表され、企業の財務報告や監査を通じて、取締役会及び監査委員会をより有効なものとするために、取

締役会、監査委員会及び監査人の報告を拡充することが提案された。これを受け、2012年から2014年にかけて、英国コードの改訂と併せて監査報告に関する監査基準の改訂が行われている。

一例を挙げると、英国コードでは、監査委員会に対して年次報告書において「監査委員会が重要と判断した財務諸表に関連する事項及びそれによどのように対処したか」等を記載することが求められている。これは監査人が長文式監査報告書で求められているKAMに相当する記述であり、英国における長文式監査報告書の導入は、ガバナンス向上のために取締役会、監査委員会及び監査

人がそれぞれの立場から行う改善のひとつといえる。

● 適用対象

上記のとおり、監査基準の改訂が英国コードの改訂と歩調を合わせて進んできたことから、制度導入当時は英国コードの適用対象会社（プレミアム市場上場会社）が、新しい監査報告書の導入対象とされていたが、2016年より欧州連合同様に、上場企業、銀行、保険会社等「社会的影響度の高い事業体（Public Interest Entities：PIE）」の監査が適用対象となっている。

● 適用時期

2012年10月1日以降開始事業年度の監査より適用されている。

● KAM

現在は国際監査・保証基準審議会（IAASB）のKAMの内容が英国における長文式監査報告書での記載事項となっているが、制度導入当時はKAMという呼称は用い

られず、重要な虚偽表示リスクとして記載が求められていた。具体的には、「監査人が識別し評価した重要な虚偽表示リスクのうち、監査の基本的な方針、監査資源の配置、及び監査チームの作業の方向性に最も重要な影響を与えたものについての記述」が求められていた。

FRCでは適用初年度の長文式監査報告書153通を調査対象として「長文化した監査報告書：適用初年度の経験のレビュー」という報告書\*2を公表している。当該報告書では1通の監査報告書に記載された重要な虚偽表示リスクの個数は平均4.2個とされており、記載された内容の一覧は図表2のとおりである。のれん及び資産の減損、税務に関連するリスクが上位となっている。なお、近年監査報告書の透明化が進んだマレーシア、ニュージーランド、香港、シンガポールについても英国同様に長文式監査報告書適用初年度の振り返りレポートが公表されており、監査報告書1通あたりのKAMの個数や図表2のような内容別の集計が含まれているが、必ずしも英国と同様の傾向とはなっておらず、国ごとに違いがあらわれている。

図表2：記載された重要な虚偽表示リスクの内容の分析

No.	重要な虚偽表示リスクの内容	記載数	No.	重要な虚偽表示リスクの内容	記載数
1	資産の減損	86	16	長期契約の会計処理	9
2	税務	70	17	例外項目	8
3	のれんの減損	66	17	処分	8
4	経営者による内部統制の無効化	57	17	資本化	8
5	収益認識における不正	51	20	継続企業	6
6	収益（不正以外）	49	20	売上債権	6
7	引当金	41	22	採掘／石油／ガスの会計処理	5
8	年金	28	22	内部統制	5
9	取得	20	24	売却目的資産	4
9	投資	20	22	見越計上	4
9	投資の評価	20	22	サプライヤーのインセンティブ、リベート及び割引	4
12	金融商品	18	27	開発費用	3
13	法務引当金	17	28	株式報酬	2
14	不動産の評価	12		その他	13
15	保険	10		合計	650

出典：英国FRC「長文化した監査報告書：適用初年度の経験のレビュー」から日本語訳

● KAM以外

英国では、上記の虚偽表示リスクに関する記載と併せて、「重要性に関する記載」と「監査の範囲に関する記載」が求められている。

重要性に関する記載は、財務諸表全体において重要であると判断する虚偽表示の金額（重要性の基準値）を明示することが求められている。調査対象となった153通

の監査報告書のうちほとんどで重要性の基準値の金額と併せて、決定において使用した指標を記載しており、その多くが修正後税引前利益及び税引前利益であった（図表3）。

監査の範囲に関する記載は収益に対するカバレッジ、総資産に対するカバレッジ及び税引前利益等の利益指標をもって記述されているケースが多く見受けられる。

図表3：重要性の基準値の決定に使用されていた指標

使用されていた指標	会社数
修正後税引前利益	76
税引前利益	46
収益	7
総資産	8
資本	6
総計上収入保険料	2
非流動資産	1
総費用	1
記載なし	6
合計	153

出典：英国FRC「長文化した監査報告書：適用初年度の経験のレビュー」から日本語訳

## (2) 米国

### ●導入の背景\*3

米国公開企業会計監督委員会（PCAOB）は2010年に監査報告に関するプロジェクトを開始し、2011年のコンセプト・リリース、2013年及び2016年の2回にわたる公開草案の公表を経て、2017年6月1日に監査報告書に関する新しい監査基準（「無限定適正意見の監査報告書（AS3101）」及び関連する他の監査基準）を公表した。当該基準には、IAASBが国際監査基準（ISA）701において定義する「監査上の主要な事項（KAM）」に相当する「監査上の重要な事項（Critical Audit Matters：CAM）」の記載が要求されている。

監査人は監査の過程を通じて、困難、主観的又は複雑な監査人の判断を伴う監査手続を実施することがあるが、その内容が監査報告書を通じて財務諸表利用者に提供されることはなく、財務諸表利用者である投資家と監査人の情報の非対称性が存在している。PCAOBはCAMの導入によって、投資家と監査人の情報の非対称性が軽減することを通じて、投資家と経営者の情報の非対称性の軽減につながると考えている。

### ●適用対象

アメリカ証券取引委員会（SEC）登録企業の監査に適用される。ただし、一部ルールで定められているブローカー・ディーラー等にはCAMは適用されない。

### ●適用時期

（CAMに関する記載の追加）

会社の規模に応じた段階導入が予定されている。具体的には、会社の時価総額が7億ドル以上の大規模早期提出会社は2019年6月30日以降に終了する事業年度から、それ以外のSEC登録企業は2020年12月15日以降に終了する事業年度から、それぞれ適用される。

（CAM以外）

2017年12月15日以降に終了する事業年度から適用される。

### ●CAM

CAMは監査基準において以下のように定義されている。シリーズ第2回で紹介したISA701仮訳におけるKAMの定義とは異なるが、実質的な面において違いはないと考えられる。

（CAMの定義）AS3101第11項

監査上の重要な事項とは、財務諸表監査において生じ監査委員会にコミュニケーションが行われた又は行うことが要求される事項で、かつ、以下の双方に該当する事項である。

- (1) 財務諸表の重要な勘定又は開示に関連していること
- (2) 特に困難、主観的、又は複雑な監査人の判断を伴うこと

CAMの定義では、コミュニケーションを行うことが求められている事項に加えて、コミュニケーションを行うことが求められているかは問わず、実際にコミュニケーションを行った事項まで広げてCAMの候補とする一方で、財務諸表の重要な勘定又は開示に関連していなければCAMには該当しないとされている。また、「困難、主観的、又は複雑な」という部分は主観的であり運用の一貫性が確保されないというコメントも公開草案の段階で寄せられているが、PCAOBは原則主義に基づいて運用されるべきであり監査基準のなかでCAMに該当する特定の事項の規定はしないと回答している。

### ●CAM以外

CAM以外の変更点としては、「監査人の在任期間に関する記述」が挙げられる。欧州の一部で採用されている「監査法人のローテーション」は米国においては採用されていないが、監査事務所が会社の監査人になった年度を記載することが要求されることとなった。

## (3) ドイツ\*4

### ●導入の背景

ドイツ監査報告制度においては、長文による監査結果を記述した監査役会宛非公表の「監査報告書（Pruefungsbericht）」と、定型文言により監査結果を簡潔に記述し、決算書とともに公表される「確認の付記（Bestaetigungsvermerk）」がある。

このうち、我が国、米国及び英国等における監査報告書に相当するのは確認の付記であり、近年、欧州連合（EU）における決算監査改革措置を受けて、ドイツにおいては、この確認の付記の長文化が図られている。

EUにおいては、2014年4月に決算監査改革として、改訂決算監査人指令（ueberarbeitete A

abschlussprüfer Richtlinie) 及び決算監査人規則 (EU-Abschlussprüferverordnung) が公表された。前者は決算監査全般に関する指令であり、同第28条において監査報告書の記載事項の改訂が行われており、国内法の適合検討及び改正を経てEU加盟国において適用される。これに対して後者はEU加盟国のPIEを直接に拘束する規則であり、国内法の適合検討等によらず適用され、同第10条において決算監査人により最も重要と判断された虚偽表示リスク及び対応 (必要に応じて所見を含む) を監査報告書 (ドイツにおいては確認の付記) に記載することが求められている。

さらに、国際監査・保証基準審議会から2015年1月にISA701が公表され、2016年12月15日以降終了事業年度から適用されることが求められることとなった。このような動向の下、ドイツにおいては、改訂決算監査人指令を受けて、2016年3月に確認の付記の記載内容を定める商法典 (Handelgesetzbuch) 322条の改正が行われている。また、決算監査人規則に対応する法令の改正は行われていないものの、国際監査基準701の強制適用開始を受けて、2016年12月に確認の付記の記載に関する具体的な取扱いを定めるドイツ経済監査士協会 (Institute der Wirtschaftsprüfer) 公表のドイツ監査基準 (Prüfungsstandards) の改正とドイツ監査基準401の新設が行われている。

#### ● 適用対象

ISA701におけるKAMに相当するものとして、PIEの一般目的の財務諸表に対する確認の付記に *besonders wichtige Prüfungssachverhalte* (特に重要な監査上の事実関係) が記載されることが要求される。

商法典改正の過程において、同322a条として、決算監査人規則の対象とならない「PIE等以外の会社」の確認の付記においても「最も重要と判断された虚偽表示リスク等」の記載を求めることが提案されていたが、最終案からは削除された。

#### ● 適用時期

ISA701に対応したドイツ監査基準401は、2017年12月15日以降終了事業年度から適用される。なお、2016年6月16日開始事業年度から早期適用できるものとされている。

#### ● KAM

ISA701におけるKAMに相当するものとして確認の付記に記載される「特に重要な監査上の事実関係」は、EU決算監査人規則第10条に定められた「最も重要な虚偽表示リスク等の記載」に該当するものとして記載される (ドイツ監査基準401第9項)。

特に重要な監査上の事実関係は、決算監査人の判断に従った、最も重要な事実関係である。このような情報を

確認の付記に記載し、及び決算書の想定利用者に提供することにより、想定利用者の企業に対する理解と経営者が重要な判断を行った決算書の領域に対する理解を促進することが目的である (ドイツ監査基準第2項)。

特に重要な監査上の事実関係は、監査役等の統治責任者とコミュニケーションを行った事項のうち、監査において特別な取組みが必要とされたものから最も重要なものを選定し (ドイツ監査基準40第12項及び第13項)、決算書に対応する事項がある場合は当該記載を参照し、想定利用者に理解可能な表現で実施した監査対応の要約を記載するものである。なお、必要に応じて、当該対応に併せて記載事項に対する所見が記載されることがある。

このような特に重要な監査上の事実関係の決定と記載のステップは、ISA701におけるKAMに関する規定と同様なものとなっている。

#### ● KAM以外

ドイツにおいては、従前から、我が国、英国及び米国等における監査報告書に相当する「確認の付記 (Bestaetingsvermerk)」に加えて、長文による監査結果を記述した監査役会宛非公表の「監査報告書 (Prüfungsbericht)」が、商法典321条により制度化され作成されていることは前述の通りであり、監査役会を構成する創業家等の大株主代表・金融機関代表・従業員代表等には、KAMよりも詳細な情報が監査人から報告される。

特に重要な事実関係として記載が想定される事項については、不正、年次決算書の全体的な情報に関する確認事項、リスク早期認識システムに関する確認事項等として、従前から「監査報告書」において記載されてきたもの (ドイツ監査基準450) が記載されるものと思われる。

#### 参考文献

- \*1 『会計・監査ジャーナル』2015年6月号記事 「連載 財務報告に関する国際動向④英国財務報告協議会「長文化した監査報告書：適用初年度の経験のレビュー」」
- \*2 原文は以下の財務報告評議会 (FRC) ウェブサイトからダウンロード可能である。  
<https://www.frc.org.uk/getattachment/561627cc-facb-431b-beda-ead81948604e/Extended-Auditor-Reports-March-2015.pdf>
- \*3 『会計・監査ジャーナル』2017年9月号記事 「解説 米国公開企業会計監視委員会 監査報告に関する新しい監査基準～監査の透明性の向上に向けて～」
- \*4 日本監査研究学会第40回全国大会 自由論題報告「ドイツにおける監査報告制度の変革—監査証明書の長文化に向けて—」 (大東文化大学経営学部小松義明教授)

以上